

あさひの家 虐待防止指針

障がい者虐待への対応

養護者、施設従事者、使用者等から虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、その旨を市町村に通報することが義務付けられています。

(平成24年 障害者虐待防止法第7条、第16条、第17条、第22条)

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の概要

施 行

平成24年10月1日施行 (平成23年制定)

定 義

○「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身機能の障害（以下「障害」）がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限をうける状態にある者。

○「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待をいう。

○「養護者」とは、障害者を現に養護する者で養介護施設従事者等以外の者。

○「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者支援施設、障害者福祉施設、障害福祉サービス事業等の業務に従事する者。

○「使用者」とは、障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する事項について事業主の為に行行為をする者。

○「虐待」の類型

- ①身体的虐待
- ②介護・世話の放棄・放任
- ③心理的虐待
- ④性的虐待
- ⑤経済的虐待

発 見

障害者福祉施設、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体及び障害者福祉施設従事者等、学校の職員、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

通報先等

市町村 (使用者によるものは、市町村または都道府県)

①養護者、施設従事者、使用者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに市町村に通報しなければならない。

※虐待者、被虐待者本人の「自覚」は問いません。

養護者による虐待と思われる通報を受けた場合の措置（第7条～14条）

- ①市町村は、通報を受けた場合は、等がい障害者の安全の確認、その他等がい通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講じる。
- ②障害者支援施設等への一時保護。
- ③市町村長による後見開始等の審判請求。
- ④市町村は一時保護のための居室を確保する。
- ⑤市町村長の立入調査権と警察署長に対する援助要請
- ⑥市町村長又は当該障害者支援施設の長は楽隊を行った養護者について等がい障害者との面会を制限することができる
- ⑦市町村は、障害者の養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

施設従事者等による虐待の防止（第15条～20条）

- ①障害者福祉施設従業者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは、速やかに市町村に通報しなければならない。
- ②障害者福祉施設従業者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- ③通報は、守秘義務違反にならない。（嘘偽、過失による通報を除く）
- ④障害者福祉施設従業者は、通報したことを理由として解雇その他不利益な取り扱いを受けない。
- ⑤市町村は、通報又は届出を受けた時は、当該施設の所在地の都道府県に報告しなければならない
- ⑥市町村が通報もしくは届出を受け、又は都道府県が報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法、障害者総合支援法その他の関係法律の規定による権限を適切に行使する。（立ち入り検査、勧告、業務停止、改善命令、許認可取り消し等）
- ⑦都道府県知事は、毎年度、虐待の状況、虐待があった場合の措置等を公表する。

使用者による障害者虐待の防止（第21条～28条）

- ①使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは、速やかに市町村又は都道府県に通報しなければならない。
- ②使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。
- ③通報は、守秘義務違反にならない。（嘘偽、過失による通報を除く）
- ④労働者は、通報したことを理由として解雇その他不利益な取り扱いを受けない。
- ⑤市町村は、通報又は届出を受けた時は、事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。
- ⑥都道府県は通報も、届出又は通知を受けた時は、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。
- ⑦市町村、都道府県、都道府県労働局の職員は、通報者を特定させる事項を漏らしてはならない。